2	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成28年２月29日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581、2584及び2682から2685まで
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月22日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581及び2584
3	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成28年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581、2584及び2682から2685まで
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年11月30日及び同年12月25日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3540、3541、3545、3548、3551、3552、3556、3560、3561、3564、3567、3568、3845及び3848
4	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年７月３日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747から1752まで
	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月22日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747から1752まで
5	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2916から2920まで、2922から2924まで及び2927
6	エルトロンボパグ　オラミン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたもののうち、同日において現に存する他の治療方法では十分な効果が期待できない場合に限る。）に係るものに限る。）	3913及び3915
7	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1747
8	パクリタキセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2549、2550、2562及び2575
9	フルベストラント（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで、3275から3277まで、3284、3285及び3288
10	パルボシクリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで、3275から3277まで、3284、3285及び3288
11	グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2913から2915まで
12	アミノレブリン酸塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3557、3558、3560、3562及び3563
13	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（点滴静注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175、3176及び3182
	ベリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤（皮下注用に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3175及び3176
14	ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3877、3885及び3886
15	アベルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2682から2685まで、3219、3221及び3223
16	ベズロトクスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年９月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3004及び3005

○厚生労働省告示第七十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

本則を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19に規定する傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名は、次の表のとおりとする。	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20に規定する傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名は、次の表のとおりとする。

表を次のように改める。